

熊本県建設業者新分野等進出支援事業費補助金実施要領

令和元年度（2019年度）募集案内

～ 新分野等へチャレンジする建設業者の方々へ ～

I 補助対象事業

A マーケットイン・技術習得型

（補助率10/10、補助限度額30万円、採択予定5件程度）

B 販路開拓・情報発信型

（補助率1/3、補助限度額100万円、採択予定2件程度）

II 補助金交付申請書の受付期間

令和元年（2019年）5月22日（水）～6月26日（水）

III 受付及び問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL 096-333-2485

FAX 096-381-5404

※ 本募集案内は、熊本県庁ホームページからダウンロードできます。

熊本県庁ウェブサイト <http://www.pref.kumamoto.jp/Default.aspx>

⇒トップページ

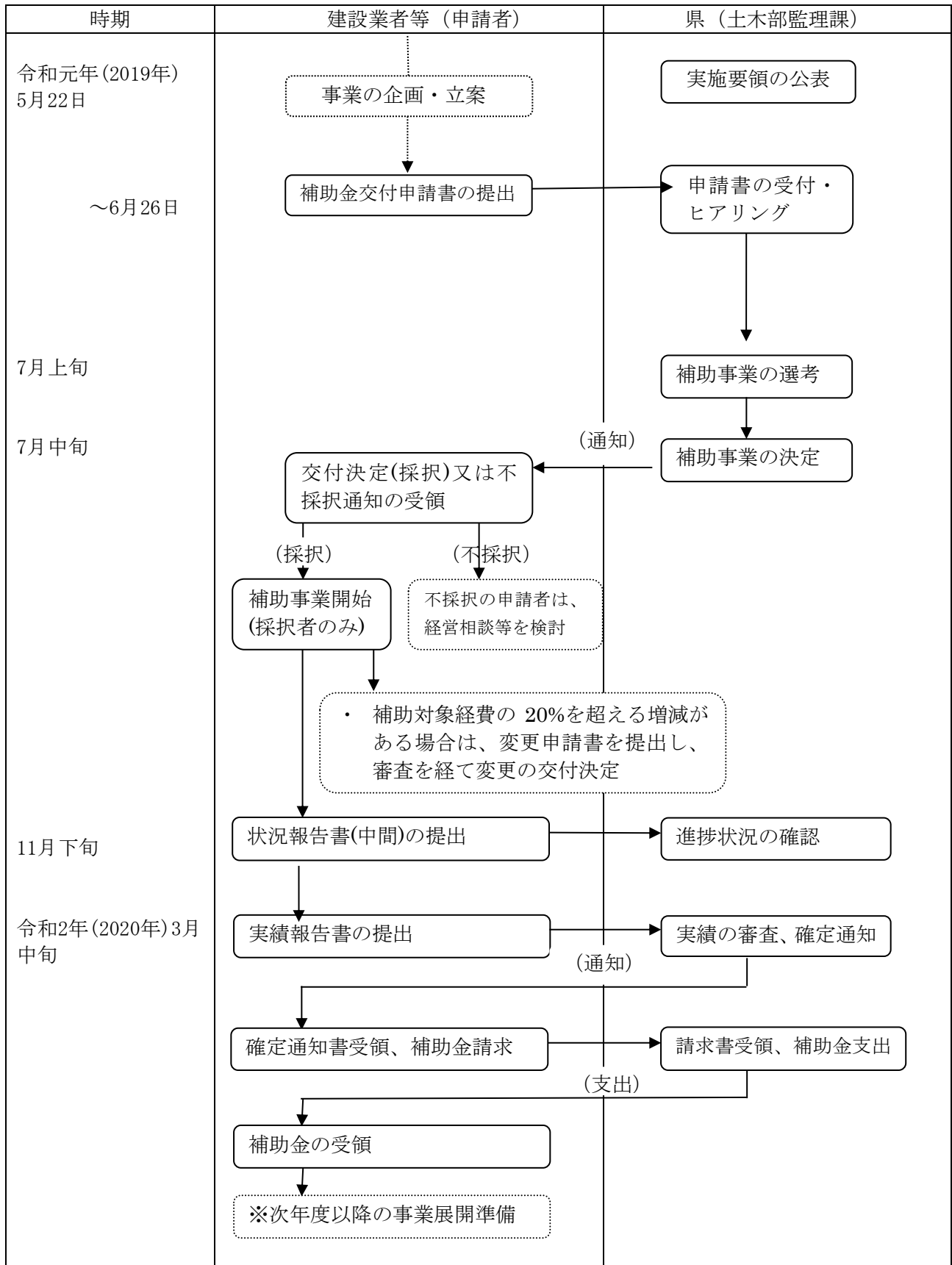
⇒組織から探す

⇒土木部監理課

令和元年（2019年）5月

熊本県土木部監理課

1 補助事業の流れ



2 補助制度の概要

(1) 趣旨

本県の建設産業は、安全・安心な住みやすい社会資本の整備を通じ地域経済や雇用を支える基幹産業として欠かすことができないものですが、建設投資の減少により、受注機会の減少や競争の激化などの厳しい経営環境に直面しています。

このような中、技術と経営に優れた建設業者がしっかりと地域に残っていくためには、更なる経営基盤の強化が求められております。

このため、県では、経営を補完できるような収益性の高い建設業以外の分野や、建設業及び建設業関連分野で今後の成長が見込まれる分野等に新たに進出する事業を計画又は実施しようとする建設業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

(2) 新分野等進出の定義

① 建設業以外の分野

日本標準産業分類における大分類項目を基準として、建設業以外の業種で下表に掲げるもの。

| | |
|----|---|
| 業種 | 1 農業・林業、2 漁業、3 製造業、4 情報通信業、5 卸売業・小売業 6 宿泊業・飲食サービス業、7 生活関連サービス業・娯楽業、8 教育・学習支援業、9 医療・福祉、10 サービス業 |
|----|---|

② 建設業及び建設業関連分野

建設業及び建設業関連事業であって、今後の成長が見込まれる建設業者等の収益の柱になり得る新事業（単なる工事施工等、継続的な事業展開が見込めないものは対象外）

<事業イメージ(採択実績)>

- ・観光地での電動カートレンタル業
- ・うなぎ料理のファーストフード展開
- ・ワイン用ぶどう栽培及び6次産業化支援コンサル事業可能性調査

※ ①、②とも風俗営業等の規制及び営業の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）の規制対象となるものは、本補助制度における事業に該当しません。

(3) 対象者

次に該当する者を本補助制度の対象者とします。

① 建設業者

中小企業者（注1）であって、建設業を主たる事業として営み、熊本県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業の許可を受けている者。

② 建設業者のグループ

（上記①に定義する）建設業者が代表を務め、かつ、少なくとも構成者の2分の1以上が建設業者であるグループ。

③ 知事が特に認める事業者

（上記①に定義する）建設業者又は建設業者の役員が出資・設立する法人で知事が特に認めるもの。（建設業者又は建設業者の役員の出資割合が50%以上の法人で、かつ当該建設業者の雇用者が新たな事業に従事することが見込まれる法人。）

（注1）中小企業者

資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社又は個人。

(4) 補助対象事業（事業区分）

A マーケットイン・技術習得型

| | 事業名 | 事業内容 |
|---|-----------|---|
| ア | マーケティング事業 | 新分野等進出分野の検討や消費者ニーズを把握するため、専門家の指導や助言や受け計画策定等を行う事業 |
| イ | 技術習得事業 | 先進的な取組みの視察、新分野等進出に必要な知識や技能等を修得するための研修会等への参加及び高度な知識や技能を有する者を雇用することにより技術力の向上を図る事業 |
| ウ | 試作品開発事業 | 試作品の開発、新技術・新サービスの研究開発を行う事業 |
| エ | 小規模・試験的事業 | 事業の検証のための小規模・試験的な事業実施に必要な施設、設備等の確保（原則としてリース、賃借に限る。）、原材料の購入等を行う事業 |

B 販路開拓・情報発信型

| | 事業名 | 事業内容 |
|---|--------|---|
| オ | 販路開拓事業 | 展示会出展、カタログ・チラシ・パンフレット・ホームページの作成、各種媒体への広告作成・掲載、イベント運営、SNS（ツイッター、フェイスブック等）の活用により情報発信を行う事業 |

(5) 補助率・補助限度額

A マーケットイン・技術習得型

- ・補助率：補助対象経費の10/10以内
- ・補助限度額：30万円

B 販路開拓・情報発信型

- ・補助率：補助対象経費の1/3以内
- ・補助限度額：100万円

※ マーケットイン・技術習得型と販路開拓・情報発信型を併せて申請することができます。この場合の補助限度額は、130万円とします。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は補助事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額や支払いが確認できる経費とします。

なお、経理処理において通常とは別に特別会計等の区分経理を行ってください。

(補助対象経費例)

| 補助対象経費例 | |
|---------|---|
| 経費区分 | 内容 |
| 謝金 | 外部講師・専門家等への謝金 |
| 賃金 | 当該事業遂行に直接必要な専門知識を有する者の雇用に伴う賃金及び社会保険料並びに当該事業遂行に直接必要な研修及びインターンシップ期間における職員の賃金及び社会保険料 |
| 旅費 | 外部講師・専門家等への旅費、職員旅費（通常の出張旅費は対象外）、当該事業遂行に直接必要な専門知識を有する者の雇用に伴う赴任旅費 |
| 使用料、賃借料 | 会場の使用料、研修・展示会での車等の借料、当該事業遂行に直接必要な機械装置・工具導入等のリース代・賃借料や施設・地代の賃借料 |
| 役務費 | 当該事業遂行に直接必要な通信運搬費、郵便、電話料、求人広告料 |
| 需用費 | 当該事業遂行に直接必要な印刷製本費、図書等購入費、消耗品購入費（食糧費は対象外） |
| 原材料費 | 当該事業遂行に直接必要な原材料及び資材の購入に要する経費 |
| 委託料 | 当該事業遂行に直接必要な調査、広告作成掲載料、イベント運営等外部機関に依頼する経費 |

※ 補助の対象とならない経費は以下のとおりです。

- ① 建物、土地の不動産取得費（賃借の場合は補助の対象となる。）
- ② 機械装置・工具取得費（賃借・リースの場合は補助の対象となる。）
- ③ パソコン及びその付属機器
- ④ 飲食代等の全ての食糧費
- ⑤ 建設業者等の人件費（補助対象経費で定める賃金・社会保険料を除く）、事務所賃借料・水道光熱水費等管理費及び通常の企業活動で経常的に係る経費
- ⑥ 事業中に発生した事故・災害処理のための経費
- ⑦ 国、県等の他の補助金の支給を受ける経費
- ⑧ CM制作及び放映料等に係る経費
- ⑨ その他、本事業の実施に関連性のない経費

3 申請手続等

(1) 補助金交付申請書類

- ① 申請書の作成は、「6 申請書・様式等」を参考に作成してください。
- ② 提出書類に不備がある場合は、補正をお願いすることがあります。また、必要に応じて追加資料の提出及び説明をお願いすることがあります。
なお、提出書類等の返却はいたしません。
- ③ 提出された書類により知り得た情報は、熊本県において建設産業支援施策の目的で使用する以外には一切使用いたしません。

(2) 申請の受付期間

令和元年（2019年）5月22日（水）～6月26日（水）

(3) 提出先（問い合わせ先）

熊本県土木部監理課建設業班

〒 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL 096-333-2485

FAX 096-381-5404

(4) 提出方法等

持参に限ります。

※持参時にヒアリングを行いますので、事業内容を説明できる方がお越しく下さい。

※提出される前に必ず電話連絡をしてください。

(5) 補助事業の決定

申請書の内容、ヒアリング結果を基に審査を行い、予算の範囲内で「マーケティング・技術習得型」について5件程度、「販路開拓・情報発信型」について2件程度採択する予定です。

なお、補助事業の実施状況等に応じて、再度、事業を募集する場合があります。

(7) 交付決定の通知等

① 交付決定等の結果については、書面で通知します。

② 補助事業については、企業名、事業テーマなどの要約情報が公表される場合があります。（熊本県庁ウェブサイト等で、企業名、テーマ名等を公表します。）

4 補助事業実施上の留意点

(1) 補助事業期間

① 交付決定日から最長で令和2年（2020年）3月11日までの単年度となります。

② なお、次年度以降も補助金交付を希望する場合は、2か年度を限度に再度申請することができますが、同等の事業であれば、原則として、初めて補助を受けようとする者の事業を優先して交付決定します。

(2) 補助事業者の責務

① 交付決定を受けた後、補助事業の各事業で経費合計の20%を超える増減がある場合、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得て下さい。

② 補助事業の進捗状況確認のため、令和元年（2019年）11月27日までに状況報告書及び決算見込みを提出してください。

③ 補助事業を完了したとき又は中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して1か月を経過した日又は令和2年（2020年）3月18日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください。

④ 補助事業者は、補助事業年度終了後、その成果の発表をしていただく場合があります。

- ⑤ 交付申請にあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（注）を減額して申請してください。

ただし、申請時において、当該仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請して下さい。

なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告し、指示に従ってください。

（注）消費税及び地方消費税仕入れ控除税額について

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易納税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付が発生することとなるため、この還付と補助金が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。

- ⑥ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存して下さい。なお、事業実績報告書に添付する領収書には、あて名及び摘要を記載してもらうよう努めてください。
- ⑦ 補助金の支払いについては、基本的に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ⑧ 原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類等の現物を確認できない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

6 申請書・様式等

提出書類の漏れがないか、チェックしてください。

☆申請の提出書類チェックシート☆

| 提出書類 | 提出部数 |
|--|------------|
| <p><申請書></p> <p><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書 (別記第1号様式)</p> <p><添付書類></p> <p>(共通)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画書 (別記第2号様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 収支予算書 (別記第3号様式)</p> <p><input type="checkbox"/> 決算書(貸借対照表、損益計算書)直近2期分(写し)</p> <p><input type="checkbox"/> 定款(法人の場合)(写し)</p> <p>(「建設グループ」が申請する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 構成員の住所、会社名、代表者名を記入した一覧表(様式任意)</p> <p><input type="checkbox"/> グループを構成していることが確認できる書類(様式任意)</p> <p>※協定書などがこれに該当します。</p> <p>(「知事が特に認める事業者」が申請する場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業者又は建設業者の役員の出資比率が確認できる書類</p> <p>※出資内容が明記された議事録等がこれに該当します。</p> | <p>各1部</p> |